

行政相談のご利用を…

心強い相談相手

行政相談委員

●行政相談制度とは

国の行政（総務省）と民間有識者である行政相談委員が一体となって、皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受け、その解決や実現を促進することも、行政運営の改善などを図る制度です。

●行政相談に難しい手続きはありません

ご相談を、電話や口頭、手紙などでお聞きして、皆さんへの助言や関係行政機関に対する通知等を行います。相談は無料です。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

●このような場合にご相談を

- ◆国の仕事、特殊法人等の仕事について、相談したが、説明や措置などに納得がいかない
- ・困っていることをご相談してよいかわからない
- ・制度や仕組みがわからない
- ◆年金、医療保険、老人保健・福祉、交通安全、郵便、道路、行政窓口サービス等

- ・道路の案内標識をもつかわからずへとしてほしい。
- ・鉄道とバスのダイヤを調整して乗り継ぎ時間を確保してほしい。
- ・年金の裁定額に納得できない。
- ・許可申請をしたが早く決定してほしい。

●特色

- 総務省行政評価局がバックアップします。
- ・全国の行政相談委員、管区行政評価局、行政評価事務所が一体となって受付・処理をします。
- ・行政評価の実施により、苦情の解決の促進はもとより、行政制度や運営を改善します。

●町では

行政相談委員は、総務大臣が法律に基づいて民間有識者の中から委嘱します。本町では、藤田猛さん（下神主）と4月から新しく試食されました、高田スミ子さん（中根）が、隔月（奇数月）の第1水曜日に老人福祉センターで定期的に相談を受け付けています。また、定期的な相談日以外に自宅等でも相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

【相談先】

行政相談委員 藤田 猛さん
住所 上三川町大字

上神主 522番地5
☎090(1651)6302
行政相談委員 高田スミ子さん
住所 上三川町大字

東蓼沼 849番地
☎☎2719

軽自動車税の減免

次のいずれかに該当する人は軽自動車税の減免の対象になりますので、税務課まで申請してください。

▼対象となる自動車＝

- ①公益のため直接占有する軽自動車。
- ②生活扶助を受けている人の所有する、原動機付自転車1台。
- ③身体又は精神に障害を有するため、歩行が困難な人が所有する軽自動車など（18歳未満の場合には、家族所有のものを含む。）で、障害者かその家族が運転するもののうち、必要があると認めるもの1台。（咽頭摘出による音声機能障害者のうち、障害の程度が3級該当者を含みます。）

④その構造を身体障害者の利用目的に変更した軽自動車等。

▼申請に必要なもの＝

印かん、納税通知書、患者票、障害の状態に関する証明書、生計同一証明書、運転免許証ただし④については、印かん、納税通知書及び、その構造変更の内容が分かるもの（車検証等）

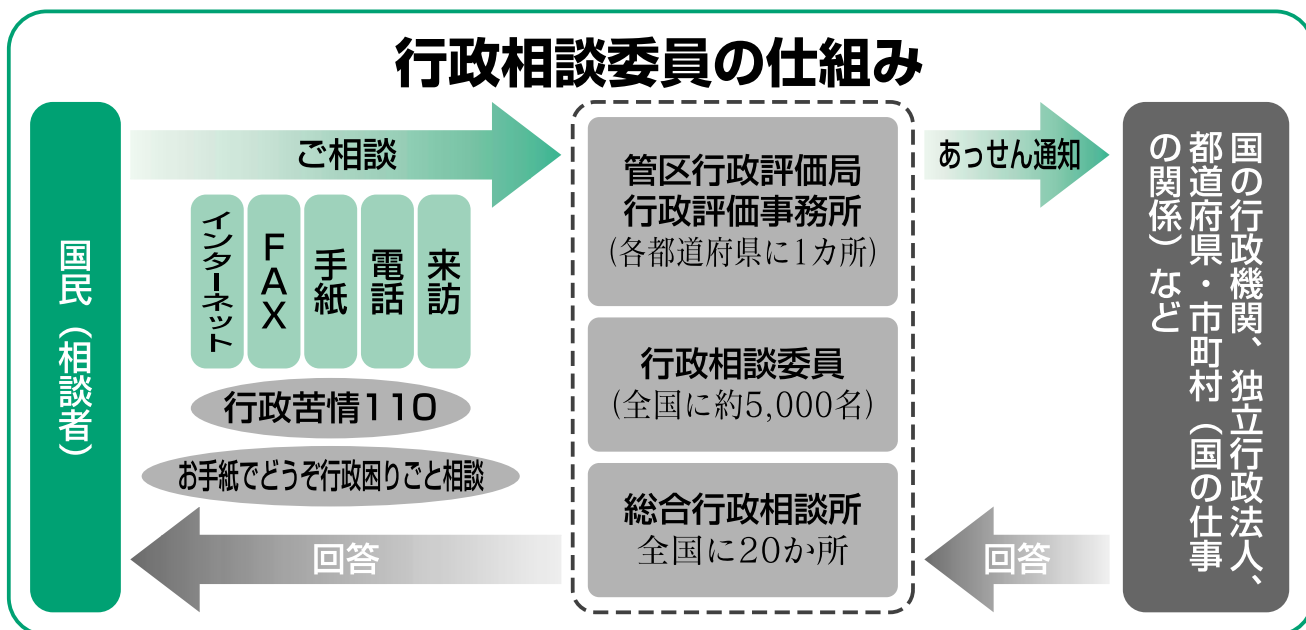
▼申請期限＝

5月31日(木)まで

▼問い合わせ先＝税務課 住民税係

☎☎9122

行政相談委員の仕組み



▼問い合わせ先＝総務省 栃木行政評価事務所 ☎028-634-4680
 企画課 情報広報係 ☎9117



「高田スミ子」行政相談委員



「藤田 猛」行政相談委員

国民健康保険（学）被保険者の届出

- ① 学生になって親元を離れ、住所を上三川町から異動した場合に被保険者証を別に発行することができません（学）被保険者証。
 - 要件 住所を上三川町から異動すること。
 - 持参するもの 被保険者証、学生証又は在学証明書、印鑑
 - ② ①の被保険者証が交付されている人で、就職して社会保険等に加入した人、卒業した人は届出をしてください。
 - 持参するもの ①被保険者証、親元の被保険者証、社会保険等の被保険者証（就職した場合）、卒業証書など学生でなくなった日がわかるもの（卒業した場合）、印かん
- 70歳未満の人が入院したとき等の高額療養費の支給方法が変わりました

平成19年4月1日から、入院等の窓口負担が月単位で一定の限度額にとどめられ、窓口で多額の現金を支払う必要がなくなります。この取扱いを受けるためには、事前に申請を行い、発行される限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示していただく必要があります。

※この手続きを行わない場合は、従来どおり保険課の窓口で高額療養費の申請をしていただくこととなります。

- 要件 保険税の滞納がないこと。
 - 申請に必要なもの 被保険者証、印かん
- ▼問い合わせ先
- 保険課 国保年金係 ☎9134